消費者ネットワーク

1 9 9 8 年 3 月 25 日 第 1 0 号 全国消費者団体連絡会 Tel 03-3478-3245 FAX 03-3497-0705

(全国消団連事務局長 日和佐信子)

新しい体制でスタートして、1年が過ぎようとしています。事務局一同、意気に共感する事も、首をかしげることもあり、そのなかで、我武者羅に仕事をこなしてきました。「かなり頑張ってきた」と思っているのですが、それを評価するのは残念ながら数値でしか現せません。本当は、困ったり、悩んだり…のさまざまな事に注いできたエネルギーやその人の心情とでも言うものの方が価値が高いのですが。と言うわけで、数値をあげてみました。

参加会員 41 団体 全体会の開催 (4回) 夏季セミナーの開催

学習会の開催 (13回) 消費者ネットワ-クの発行(月1回)

個別の課題の活動 「新基本法」検討会 「環境交流会」 「食の分科会」

「PLオンブズ会議」 「子どもの分科会」「金融ビッグバン

研究会」「情報公開法市民ネットワーク」

消費者大会実行委員会 参加団体 53団体 6分科会の開催

全体会参加者 142団体 500名

分科会参加者 103団体 1054名

消費者大会実行委員会が開催されていた時期は、月1回発行の「消費者ネットワーク」、運営委員会と重なって、まさに自転車操業的様相となっていたのでした。

事務局会議は時として口角泡をとばす激論になることもあります。そんな事務局員のエネルギーが、仕事をこなしていくことに止まらない創意と工夫につながっていると思っています。98年度の活動計画が承認されました。重要な課題が山積みしている状況ですが、会員の皆様と共に、会員にとっては役に立ち、社会に存在感のある消団連をめざして、今年も明るく頑張っていきたいと思います。





愛媛県 消費者保護条例 の改正に むけてのとりくみ

* とりくみの経過 *

* 検討内容と結果 *

全体としては、先進事例を踏まえた全面改正とするか、「差し障りのない範囲で現行の条例を生かし部分改正に押さえ、条例改正への実をとるか」については後者とし、現行の条例であまり位置づけられていない条文の付加と条例名称の変更を中心とした。付加内容の主な点は 前文の新設~条例の理念や県の消費者行政への姿勢や視点について記述、 第1条に消費者の権利の明記、 不適正な取り引き行為の防止の新設等の6項目を新たに付加した。

* 県への申し入れと話し合い *

97年7月県への申し入れと話し合いを80分程度持った。総括的には「上司に伝える」との内容だったが、非公式には「全体として見直しの必要性を感じている。ただ条例改正には時間もかかるのでその点も理解してほしい。」との内容だった。



*「権利」案について *

「愛媛県消費生活条例」(試案)に盛り込む内容のうち、消費者の権利については、次のような案を作成している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、県民の消費生活に関し、市町村及び事業者(事業者の組織する団体を含む。以下同じ.)の果たすべき 責務並びに県の実施する施策について必要な事項を定め、次に掲げる消費者の権 利を確立し、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

- 1 消費生活において、商品及び役務によって、生命及び健康を侵されない権利
- 2 消費生活において、商品及び役務を適切に選択し、適正に使用又は利用をするため、適正な表示を行わせる権利
- 3 消費生活において、商品及び役務について、不当な取引条件を強制されず、 不適正な取引行為を行わせない権利
- 4 消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やか に救済される権利
- 5 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供される権利
- 6 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため 消費者教育を受ける権利

また**「全国の消団連と協力して消費者保護基本法の見直しのとりくみも是非やっていただきたい。」**との依頼もあったので併せてご報告させていただきます。

(愛媛県消団連 井芹 和博)

第11回欠陥商品被害救済全国協議会開催

去る2月28日に福岡県で欠陥商品被害救済全国会議が開催されました。各地から弁護士や消費者団体が多数出席するなかで、弁護士からPL訴訟について「推定規定」が導入されなかった為に、ほとんどが証明不十分で敗訴になるという報告をはじめ、多くのPL訴訟の報告がされまた。

また、PL鑑定をする技術士の鈴木將成氏が、テレビ発火事故 2 0 億円訴訟について消費者側敗訴の原因を報告しました。氏によれば消費者側の因果関係の立証は、雑誌、新聞、文献、事故統計等を多用してテレビの発火を主張しているがそれでは不十分だ。それに対してメーカー側は再現実験を行い、難燃性のため燃え尽きることはないこと、工場の生産、工程、検査、品質管理が正当に実施されていること、現物が燃え尽きている為他社製品や人為的な原因も考えられるなど展開して裁判を有利なものにした、と分析していました。このように鑑定合戦になれば、消防署や検査所の実験データーを開示してもらえない消費者側は、大変不利になってしまうと思いました。そこで、これからは 1 月から導入された「当事者照会」という、メーカーから情報を取れる制度を使って頑張りたいと、弁護士は

言っていました。 **消費者契約法ってなーに?(2)** 前回は消費者契約法の考え方について説明しました。今回は不当条項について考えてみたいと思います。審議会では不当条項について、消費者や事業者にとって解り易くする為に、「当然無効とされる条項をブラックリストとして、不相当と評価された場合のみ無効とされる条項をグレイリストとして列挙する」としています。ブラックリストの場合は、契約書に書かれている条項がブラックリストに該当することを消費者が証明すれば、契約は無効になるというものです。グレイリストの場合は、例えば「不相当に長い期間消費者を契約に拘束する条項は無効である」というときの「不相当に 」や「著しく 」「過度の 」といった表現が、どの程度に該当するのか判断余地が残るものです。またその立証責任は事業者、消費者のどちらにあるのかなど議論が分かれるところです。そこでリストに揚げるべき不当条項としては、A.裁判上無効とされた又は適用が制限された条項、B.消費者からの苦情・相談に見られる条項、C.消費者保護条例等に規定されている条項、D.諸外国の立法等において規定されている条項を参考にリストを作るとしています。現在次のようなものが不当条項の例として上げられています。

不当条項リスト

(上記のA.B.C.Dに該当するものを()内に記載しました。)

事業者の責任を不相当に軽くする条項

- ・人身損害についての事業者の責任を排除又は制限する条項(A.B.D) 例)美容整形で手術をして失敗したが損害賠償請求に応じないというような場合
- ・隠れた瑕疵がある場合の事業者の責任を不相当に排除又は制限する条項(A.B.D) 例)納車してすぐにエンジントラブルを繰り返し、修理しても直らずエンジンに瑕疵が 発見された時に、車の代金を返金しないという場合
- ・事業者の債務不履行についての責任を排除又は制限する条項(B.D) 例)エステを2年間契約したが倒産し、エステのできなかった部分を現金でなく化粧品 で返すというような場合

事業者に一方的な権限を与える条項

- ・事業者に契約内容の一方的変更権限を与える条項(A.B.C.D) 例)補助用教材の使用による家庭教師派遣契約をしたが,教材は使用しないというよう な場合
- ・事業者に給付期間についての一方的決定権限を与える条項(B.D) 例)入会していたスポーツクラブが子会社に移るからと一方的に入会金を請求するとい うような場合

その他事業者に有利な条項

- ・短期間での値上げや不相当に高い値上げを定める条項(B.D) 例)旅行費用の残金を支払いに行ったら申し込時の料金と大幅に違う金額を請求された 消費者の権利を不相当に制限する条項
- ・事業者の不完全履行の場合の消費者の権利を排除又は制限する条項(A.B.D) 例)墓石の字が曲がっていたり、彫りが浅いので直しを要求しても対応しないという場合

消費者に過重な義務を負わせる条項

- ・消費者の義務や責任を加重する条項(A.B.D)
- 例)賃貸アパートのリフォーム代を敷金とさらに高額な代金を請求されたという場合 契約の解除・解約に関する条項
- ・消費者に過重な又は不相当な解除・解約の権限を与える条項(B.D) 例)契約期間中なのに一方的に契約の解除を認める月極駐車場の契約のような場合
- ・消費者からの解除・解約の権利を制限する条項(B.C.D) 例)海外勤務になったので解約を申し出たら応じないスポーツクラブの会員規約のような 場合

損害賠償の予定、違約罰等に関する条項

・消費者にとって過大な損害賠償の予定(違約罰)を定める条項(A.B.C.D) 例)月7千円の駐車代金を11ヶ月滞納したら、一日千円で合計33万円の損害金を請求 された場合

紛争解決に関する条項

- ・消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項(A.C.D)その他
- ・一定の作為又は不作為に表示として意味を持たせる条項(D) 例)物品の包装を開封したことをもって、返品の意思が無いものとみなすことを定めた 条項
- ・消費者にとって重要な事業者の意思表示が、仮に消費者に到達しなかった場合において も消費者に到達したものとみなす条項(D)
- ・消費者の意思表示の方式その他の要件について、不相当に厳しい制限を加える条項(D)

以上取り上げた条項は部会でリストにあげられた条項の内、A.B.C.Dに該当しているものを選んで掲載しました。また事例は、分かり易くする為に各項目に該当している国民生活センターの事例から掲載してあります。

この不当条項はこれから議論になるところだろうと思いますが、どのようなものをブラックリスト、グレイリストにするのか、消費者からも意見を提出することが大切です。 さらに次のようなことが規定されています。

契約条項は、常に明確かつ平易な言葉で表現されなければならない。

とされていて、表現があいまいだったり、事業者が有利な解釈をすることがないように、 明確さと理解しやすい表現が求められています。

契約条項の解釈は合理的な解釈によるが、それによっても契約条項の意味について疑義が生じた場合は、消費者にとって有利な解釈を優先させなければならない。

裁判官による合理的解釈の中で消費者に有利なものを優先すれば、かりに悪質な消費者が強引に主張してきても対抗出来るとしています。次回は既にある法律との関係を考えてみたいと思います。 (つづく)





3月6日、昨年の消費者大会第1分科 会のメンバーを中心に JAS 法の学習会を

開きました。まず、農水省食品流通局の大西祥三さんから JAS 法の概要 JAS 調査会基本問題委員会での「食品等の規格・表示の見直しについて」中間とりまとめ案の進捗状況についてお話を伺いました。その後、JAS 法不要論、有機農産物・遺伝子組換え食品などの表示を含め、消費者が選択しやすい表示のありかた、WTO 体制の下、国際化への対応と現行の JAS 法との整合性、HACCP や ISO の高度な衛生や品質管理システム、食品表示制度の統一化など、活発な意見交換がされました。

中間とりまとめ案は3月20日の委員会終了後、公開される予定とのこと。今進められている「新基本法」との関わりも大きく、この学習会は今後も続けていこうということになりました。



「新基本法」要望書(第2次)準備中

昨年末、農水省は食料・農業・農村基本問題調査会の「中間とりまとめ」を公開しました。現在、両論併記の項目を中心に、各地で公聴会を開いています。

全国消団連では、昨年 11 月に「新基本法」に向けての要望書を提出しましたが、今回の「とりまとめ」を受けて、改めて要望書をまとめようと「新基本法」検討会世話人会で話し合いを重ねています。消費者、食料、食品産業、農村などの視点を盛り込んだことは評価できるものの、4 点の両論併記(国内生産の位置づけ、 食料自給率の取扱い、 株式会社の農地権利取得、 中山間地域等への直接所得補償)をどのように考えるのか、環境問題、農業予算のあり方、農地の確保、後継者問題など、多岐にわたる課題があります。

しかし消費者が発言できるせっかくの機会です。

まず、各地での公聴会にぜひ参加しましょう。また、各団体でも要望書を提出しましょう。

「新基本法」検討会開催のお知らせ 4月3日(金)17時~ 生協会館7階 第2会議室 で行います。



「近ごろ新聞で自己破産のことが載っていたような気がする、確か返済責任が厳しくなるような・・・」そんなことをこの学習会に参加する際、考えました。しかし、宇都宮弁護士のお話で、その記事の出所は破産法改正に関する法務省筋のひとつの見方に過ぎなかったことがわかりました。弁護士はこれまで扱ってこられたクレジット・サラ金被害の様々な事例から、これは個人の問題ではなく社会構造の問題である、という点を指摘され、これには目をさまされる思いでした。それにしてもマスメディアの威力は大きい。たったひとつの記事の見出しが「借りたものを返せないというのはやっぱり許されないんだ」と多くの人に印象づけ、世論をミスリードするのですから。

戦前をひきずる「破産法」

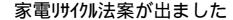
自己破産という言葉はかなり耳慣れてきたように思いますが、「破産法」はそもそも、戦前、法人を対象としており、戦後、これに自然人の破産 = 負債の免責を接ぎ木したものであるとのことでした。そのため、手続きも複雑でようやく破産宣告を受けるところに至っても、引き続き「免責申し立て」を一ヶ月以内に行わなければ債務は無くならないとのこと。普通の人には大変わかりにくく利用しづらくなっており、こうした点こそ現在進められている法制審議会の議論に反映してほしい点だったのです。そして私たち自身も破産イコール金持ちの事業家の失敗、夜逃げ、自業自得、といった戦前をひきずる既成概念から離れ、150万人いるといわれる多重債務者の生活の実態や社会的な規制のあり方を考えていかなければならないことを痛感しました。

異常な高金利がまねく破産

80年代のサラ金問題の後、年利を最大20%までとした利息制限法ができたものの罰則がないために、実態は20数%から40%にもなっているそうです。質屋には質草があり、住宅ローンには住宅という担保があるのに対し、サラ金の担保はその人自身、仕事や人間関係すべてが担保にとられ、厳しい取り立てにより返済の為に借金を重ね、雪だるま式に借金が増えていきます。銀行の金利がわずか0、5%、しかも折からの金融破綻のためにどこに預けたらよいのか不安でならない、と言う人も多い一方、借りるほうのサラ金の利息は野放しにされ、消費者金融各社は至上最高の利益をあげています。

CM のお姉さんはあんなにキレイなのに

アコム、武富士、プロミス、レイク、大手4社の宣伝はきれいで楽しく気がきいています。また画面操作で人と接することなく審査が行われる自動契約機も繁華街のあちこちにあり、いつでも利用できて便利です。しかし、これらは各社がイメージアップを図ると同時に貸し出しをふやすための方法に過ぎません。実際にはむしろ30代、40代の人で生活費の不足を補うために借りるケースも多いそうです。 (日本生協連 亀田篤子)



3月13日、冷蔵庫、TV、洗濯機、Iアコンを対象とした家電リサイクル法案(「特定家庭用機器再商品化法案」)が閣議決定されました。これに先立つ12日、環境交流会では、メンバー以外にも声をかけ、法案の学習会をもちました。この法案は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を脱却するための、非常に重要な鍵となる法案でもあります。

学習会では、消費者の負担のみが強調されている、製造業者の責任が明確でない、有害物質の回収や処理について明確でない、リサイクルよりも省立型新商品の販売促進になりかねない、など厳しい意見が出されました。

会の参加者で「家電リサイクル法案への見解」をまとめ、翌13日に通産・厚生両省に提出しました。マスコミからも消費者の意見をと、問い合せが続いています。

通産省と話しあいます

家電リサイクル法・学習会

通産省環境立地局リサイクル推進課長 大道 正夫氏 4月3日(金) 午後1時~ 生協会館7階第4会議室

情報公開法案、いよいよ国会に

政府原案がまとまり、3月中に閣議決定されることになりました。

「情報公開法市民ネット」では、2月27日に5項目(・不開示情報のうち法人情報から非公開条件を削除する・外交、防衛、治安関連情報の判断に行政の判断を優先させない・手数料を公開時の実費にする・処分取り消しの訴訟を請求者の住所地にする・特殊法人の法制化に期限をつける)を総務庁に申し入れました。また3月16日には「市民運動」が国会議員シンポジウムを開き、5党がパネリストになりました。社民・さきがけは与党として自民と最終調整のなかで、私たちの申し入れに沿った内容の修正を迫っていますが、今国会での成立をもめざす、と明言(3月19日に与党3党協議会で合意)。民主、新党平和、共産党からも情報が国民の共有財産であることが強調され、市民とって実際に使いやすい制度をめざす法律の実現にむけ奮闘すると、発言がありました。

国会要請行動に参加しよう!

4月24日(金)"予定"に多くの団体が参加して市民のための「情報公開法」を制定させよう



アジアにおける金融危機に関する会議とワークショップ

国際消費者機構・アジア太平洋事務所(CI-ROAP)主催による、「アジアの経済危機、"平準化とWTO金融協定の見直し"」に関する緊急会議が、3月6~7日にマレーシアのペナン島で開催されました。3月8日には会議の報告を受けて、第1回目の地域作業部会が行われました。

会議にはアジア・太平洋地域の 20ヶ国地域から、約60名が参加、CI本部からも、パメラ・チャン会長、ルィーズ・シルバン副会長、ジュリアン・エドワース事務局長も出席。日本からは日本消費者連盟から佐久間智子さん(フォーラム2001)と小澤が出席。第1日は、第三世界ネットワークのマーチン・コー氏と香港のタン・スウキ教授の2名のゲストスピーカーによる報告と参加国からの金融危機をめぐる状況について報告がありました。私は第1日は欠席しましたが佐久間さんの話しによればコー氏は、アメリカのヘッジファンドによる為替投機の実態を報告。タン氏は、国際金融取引、為替投機の実態と国際的な監視機構の必要性を話されたとのこと。

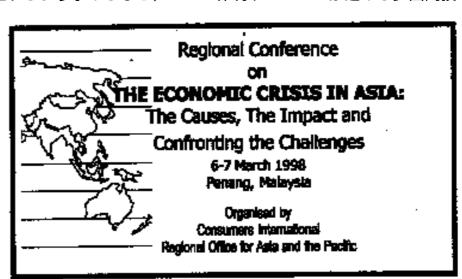
第2日は、午前中に追加の報告があり、その中で小澤が最近の日本における金融機関の破綻と消費者の状況について報告。その後、7~8名にわかれての分散会討論が行われました。午後は全体会討議と会議報告のまとめの討議が行われました。討議の中では、CIのWTO、IMF、OECD等に対する態度等についても意見が出されました。さまざまな参加団体が異なる主張をもっており、それをまとめあげ、国際的な場でロビー活動を行うCIの役割とともに、テーマごとに各地域・団体でネットワークをつくり取り組みを推進してほしい、と事務局長から提起もありました。

会議のまとめについて討議の中でコー氏から提案があり、それを原案に12項目にわたる会議報告を確認しました。アジア地域の政府が進める金融国際平準化に反対すること、 国際社会がその動きを中止するよう求めるなど、IMF体制やOECDが進める多国間投

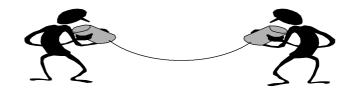
資協定への厳しい批判が 内容となっています。

第3日は、会議の報告を受けたアジア事務所のワークショップで、アジア事務所内に、このテーマでのワーキンググループをつくることになりました。

(事務局次長 小澤重久)



会員紹介



岡山県消費者団体連絡協議会

岡山県消費者団体連絡協議会は、「消費者のくらしと健康を守るため、生活の各分野における諸団体が相互に緊密な連絡をとり、連帯を強めて、岡山県の消費者運動を発展させること」を目的に 1987 年に設立されました。

参加団体は13団体で、4人の代表幹事をおき、年6回の幹事会を中心に運営しています。活動テーマとして、 食の安全、食糧自給の問題、 消費税や社会保障など税制や国民負担の問題、 地球温暖化をはじめとする環境問題、 情報公開法など消費者の権利の問題などを中心に活動を進めています。年間の大きな取組みとしては、県に対して消費者行政の充実を求める要望書の提出、秋に岡山県消費者大会、2~3月頃に情勢学習会のほか、その時々に見解や意見の表明等を行っています。

98 年度は、消費者保護基本法 30 年もあり、消費者月間の5月に「家計・金融問題」をデーマに学習会を開きたい、と思っています。

消費者が主人公の世の中になるよう、参加団体と協力しながら活動を進めたいと思います。

(岡山消団連・山室 誠)

全国公団住宅自治会協議会の 歴史と現在の運動課題

1974年7月21日千代田区日本都市センターホールで、それまで各地域に発足されていた関東、東海、関西、福岡の4自治協と、北九州、宮城の2地方連絡会に加盟している団地自治会の代表として81団地自治会から130人が参加「公団家賃反対全国自治協連絡会」を発展的に解消しました。そして、現在の「全国公団住宅自治会協議会」が発足し現在その傘下に、北九州自治協、福岡自治協、関西自治協、東京23区自治協、東京26国治協、中奈川自治協、東京23区自治協、東京多摩自治協、千葉自治協、埼玉自治協、北海道自治協の10自治協が参加し、家賃、修繕、環境、消費者にかかわる全般的課題にとりくんでおります。

行政改革の渦中にあり昨年6月6日に住宅・都市整備公団は廃止することが閣議で決定しております。私たちは、このことが公共住宅大量建設を否定し、国際的に確認された (スタンプ・ル宣言に盛り込まれている「住宅は福祉、住宅は人権」の精神に反するものでは高さと捕らえています。政府公団に対し公共住宅としての公団の徹底的な改革を望むとともに、新しい法人に移行し一部民営化を画策としての公団の徹底的な改革を望むとともに、新しい法人に移行し一部民営化を画策とに反対し運動を継続しております。

(全国公団自治協・湊 正義)

(編集後記)すこし旧聞になりますが、長野でのオリンピック・パラリンピックでは、人間の可能性の大きさ・努力の偉大さに多くの人が感銘をうけました。一方で展開されていた大蔵省や金融機関のあまりにもぶざまな状況。今年は阪神大震災・サリン事件から3年。両者とも、社会的な解決をしないまま被害者を苦しめています。いまの日本の政治家・行政マンにリンリ(倫理)ピックをやらせたら、金はおろかメダルは1つもとれないでしょうね。日の輝く春が到来。活動も元気がでる季節です。(S・K)